

はり・きゅう及びあん摩マッサージ指圧の 受領委任払いについて

● 受領委任制度について

受領委任とは、施術者が、医療保険（療養費）で定める施術を行い、患者等から一部負担金を受け取り、患者等に代わって療養費支給申請書を作成・保険者等へ提出し、患者等から受領の委任を受けた施術者等が療養費を受け取る取扱いです。このような取扱いは、これまでも療養費の支給申請先（保険者等）ごとの判断で行われておりましたが、今回、厚生労働省で共通の取扱いとして制度化しました。

療養費の支給については償還払い（注1）が原則ですが、当組合では、はり・きゅう及びあん摩マッサージ師の施術に係る療養費の支給に際しては代理受領（注2）の取扱いを行ってまいりました。

平成31年1月より、はり・きゅう及びあん摩マッサージ指圧について施術者が患者に代わって療養費の支給申請を行う「受領委任払い」の取扱いが開始され、当組合は平成31年1月1日より受領委任制度に参加しました。

注1：被保険者の方が一旦全額を負担し、後日、当組合に申請して一部負担金割合分を差し引いた額の給付を受ける方法のこと。

注2：被保険者の方が一部負担割合分の費用を施術所で支払、施術師が組合員の方に代わって一部負担金分を差し引いた額の給付を受ける方法のこと。

● 平成31年1月からの取扱いについて

被保険者の方は、受領委任制度に参加する施術所で、医療保険（療養費）で定める施術を受ける場合は、これまでの代理受領の取扱いと同様に被保険者証を提示することにより、自己負担割合分を支払います。

なお、受領委任払いに参加していない施術師による施術を受けた場合は、平成31年1月以降も当分の間、例外的な取扱いとして、従来同様に代理受領による取扱いを行う予定です。

ただし、従来の取扱が認められなくなった後は、償還払いによる給付を受けることとなりますので、施術所が受領委任制度に参加しているかをご確認ください。

● 施術者の方へ

平成31年1月以降の施術に係る当組合の被保険者の療養費支給申請について、受領委任の取扱いを希望する施術者様におかれましては、厚生労働省より示された所定の様式（様式第6号、様式第6号の2）での請求をお願いします。

療養費支給申請書の提出先は、当組合の審査部審査課で変更はありません。